



日 鶏 協 回 覧 板

2025 年 10 月 7 日
一般社団法人日本養鶏協会

家畜疾病経営維持資金融通事業で クイック融資対象者の要件が見直されました

今般、畜産特別支援資金融通事業（家畜疾病経営維持資金融通事業）のクイック融資対象者の要件が一部見直されました。

畜産特別支援資金融通事業実施要綱の一部改正のポイント

【主な改正内容】

1. クイック融資対象者の要件該当性の見直し

(別添 2 家畜疾病経営維持資金融通事業)

畜産特別支援資金融通事業（家畜疾病経営維持資金融通事業）のクイック融資メニューについて、令和 7 年 10 月 1 日以降の発生事例から、畜産特別支援資金融通事業実施要綱別添 2 の第 3 の 6 の（1）を以下のとおり適用することとする。なお、令和 7 年 9 月 30 日以前の発生事例については従前のとおりとする。

第 3 事業の実施

6 クイック融資メニューの実施についての留意事項

（1）融資対象者の要件該当性の通知

対象家畜伝染病の発生後、動物衛生課長は、当該発生事例に係る対象家畜経営者について次のアからウまでのいずれにも該当しないことが確認された場合は、その旨を当該発生事例に係る都道府県（以下「発生都道府県」という。）に対し、当該発生事例に係る防疫措置完了から 3 日後までに通知するものとする。

ア 対象家畜伝染病の発生に当たって飼養する家畜に明らかに異状が生じていたにもかかわらず出荷するなど、当該家畜伝染病のまん延につながる行動をとった疑いのある者

イ 対象家畜伝染病の発生時に当該家畜伝染病のまん延を防止するために都道府県が講じた措置に対して協力しなかった疑いのある者

ウ 対象家畜伝染病の発生に当たって、都道府県に対する異常家畜の通報の遅延や飼養衛生管理基準の不遵守の疑いにより、手当金等の減額率が 20 % を超過することが見込まれる者

2. その他軽微な修正

以上

日鶏協回覧板 発行者：一般社団法人 日本養鶏協会

〒104-0033 東京都中央区新川二丁目 6 番 16 号 馬事畜産会館内 (5 階)

TEL：03-3297-5515 FAX：03-3297-5519 発行日：2025 年 10 月 7 日

編集・発行責任者：石井 馨 (info@jpa.or.jp)